

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年7月15日

国立研究開発法人  
国立国際医療研究センター  
理事長 國土典宏

## 1 業務概要

- (1) 業務名 国立国際医療研究センター中央棟地下2階自動倉庫設置環境整備工事設計業務
- (2) 業務内容 国際医療研究センター中央棟地下2階に自動倉庫を設置する環境整備のための設計業務を委託するものである。
- (3) 履行期限 契約締結日から令和3年10月15日

## 2 競争参加資格

- (1) 次の①、②、③又は④のいずれかに該当しない者であること。
  - ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
  - ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者。
    - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - 二 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - 三 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
    - 四 暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
    - 五 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
    - 六 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
    - 七 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
    - 八 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
      - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

- ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
  - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- 九 国立研究開発法人国立国際医療研究センターにおけるコンプライアンス推進規程に基づき、法令等を遵守することに賛同しない者
- ③ 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- なお、期間等については国立研究開発法人国立国際医療研究センターの理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。
- 一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターの理事長が委託した者の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - 八 前各号に類する行為を行なった者
- ④ ③に該当する者を入札代理人として使用する者
- (2) 厚生労働省から関東甲信越ブロックにおける「建築関係コンサルタント業務」に係る令和3・4年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後関東甲信越ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
  - (3) 厚生労働省から関東甲信越ブロックにおける「建築関係コンサルタント業務」においてA又はB等級に属していること。また、(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に関東甲信越ブロックにおける「建築関係コンサルタント業務」においてA又はB等級に属していること。
  - (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (5) 平成23年度以降に元請として完成引渡し完了した次に掲げる設計業務の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
    - ・同種業務の実績における対象工事は、自動冷凍庫倉庫新築、増築又は改修工事とする。
    - ・類似業務の実績における対象工事は、公共建築物の新築、増築又は改修工事とする。
  - (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に国立研究開発法人国立国際医療研究センターの理事長から指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事施工中は専任で配置で

きること。

- ① 管理技術者は一級建築士の免許を有する者であること。
  - ② 管理技術者は13年以上の設計業務の実務経験(建築士法施行規則第10条に定める内容をいう。)を有する者であること。
  - ③ 管理技術者は(5)の業務について、管理技術者又は主任技術者として担当した実績を有すること。
  - ④ 建築分野、電気設備分野及び機械設備分野の主任担当技術者は5年以上の実務経験(建築士法施行規則第10条に定める内容をいう。)を有する者であること。
  - ⑤ 管理技術者は各分野の主任担当技術者を兼務してよい。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ① 厚生年金保険
  - ② 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
  - ③ 船員保険
  - ④ 国民年金
  - ⑤ 労働者災害補償保険
  - ⑥ 雇用保険
- 注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部署

##### ① 入札に関すること

〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1  
国立研究開発法人国立国際医療研究センター  
総務課 調達企画室 契約第二係 大藤  
TEL 03-5273-6813  
FAX 03-3202-1038  
MAIL coto@hosp.ncgm.go.jp

##### ② 工事内容に関すること

〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1  
国立研究開発法人国立国際医療研究センター  
財務経理課 施設管理室 堀越  
TEL 03-5273-5540  
FAX 03-3207-1038  
MAIL yhorikoshi@hosp.ncgm.go.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年7月15日(木)から令和3年8月3日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで)電子メールにて交付する。詳細は説明書を参照のこと。

#### (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和3年7月15日(木)9時00分から令和3年8月3日(火)17時00分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)までに(1)①の担当部署に持参又は郵送すること。  
(資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該国立研究開発法人国立国際医療研究センターの理事長による競争参加資格の確認以外に無断で使用す

る事はできない。また、提出された資料は返却されない。)

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和3年8月5日(木)15時00分。国立研究開発法人国立国際医療研究センター  
内会議室(ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、令和3年8月  
3日(火)17時00分までに(1)①の担当部署に必着すること。)

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約の履行保証

落札者は、請負代金が1,000万円を超える場合、公共工事履行保証証券による保証  
(2年のかし担保保証特約を付したものに限り)を付すものとする。この場合の保証  
金額は、請負代金相当額の10分の3以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をし  
た者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 交渉権者及び契約価格の決定

契約する事項に関する仕様書、設計書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲  
内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込み  
をした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者(以下  
「第一交渉権者」という。)の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないお  
それがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を  
乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉  
権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した  
場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始  
から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、国立研究開発法人国立国際医療研究  
センターの理事長は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)①に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3(3)により申請書及び資  
料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、か  
つ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による。